

○尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援の助成に関する交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱(平成31年4月1日施行。以下「支援要綱」という。)第4条の規定により認定された街づくり推進団体(以下「推進団体」という。)、尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準(平成28年7月1日施行。以下「支援要綱基準」という。)第5条第1項による寄附の奨励金の交付を受けようとする者(以下「寄附奨励金対象者」という。)及び支援要綱基準第6条第1項の規定による除去及び移転に対する助成金の交付を受けようとする者(以下「除去及び移転対象者」という。)に対し、支援要綱基準第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の規定による街づくり活動に必要な経費の助成金、奨励金並びに除去及び移転に対する助成金(以下「助成金等」という。)を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、尾張旭市補助金等交付規則(平成9年6月6日尾張旭市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成期間)

第2条 助成の対象となる期間は、支援要綱第15条第2項本文に定める期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、支援要綱第15条第2項ただし書の規定による支援期間を延長する場合又は支援要綱第15条第3項の規定による支援を行う場合は、別に助成の対象となる期間を定めることができる。

(助成対象)

第3条 助成の対象となるもの、助成金等の額及び助成金等の限度額は、支援要綱基準第4条から第6条までに規定するところによる。

(申請の期日)

第4条 規則第3条に規定する申請の期日は、助成金の交付を受けようとする年度の3月末日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(推進団体に対する助成金の交付決定)

第5条 推進団体は、支援要綱基準第4条に規定する助成金の交付を受ける場合は、尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援助成金交付申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の交付申請書(第1号様式)には、規則第3条第1項により、事業計画書(推進団体用(第2号様式))及び収支予算書(第3号様式)を添付するものとする。

3 市長は、第1項の交付申請書(第1号様式)が提出され、助成金を交付すべきものと認められるときは、補助金等交付決定通知書(第4号様式)により推進団体に通知するものとする。

(推進団体に対する助成金の確定)

第6条 推進団体は、前条の補助金等交付決定通知を受けた後において、補助事業等が完了したとき又は当該補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業等実績報告書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の実績報告書には、規則第8条第1項により、事業報告書(推進団体用(第6号様式))、収支決算書(第7号様式)、領収書等経費の支出を証する書類又はその写し及び研修を実施した場合には研修実績報告書(第8号様式)を添付するものとする。
- 3 市長は、第1項の補助金等実績報告書(第5号様式)が提出され、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金等確定通知書(第9号様式)により推進団体に通知するものとする。
- 4 推進団体は、前項の補助金等確定通知を受けたときは、速やかに市長に請求書(第10号様式)を提出するものとする。なお、助成金の支払先は、推進団体の代表者が指定するものとする。

(事業用地の寄附に伴う奨励金の交付決定)

第7条 寄附奨励金対象者は、支援要綱基準第5条に規定する奨励金の交付を受ける場合は、尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援奨励金交付申請書(第11号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の交付申請書(第11号様式)には、規則第3条第1項により、事業計画書(寄附奨励金用(第12号様式))を添付するものとし、同条第2項により、収支予算書の添付は省略するものとする。
- 3 市長は、第1項の交付申請書(第11号様式)が提出され、奨励金を交付すべきものと認められるときは、補助金等交付決定通知書(第13号様式)により寄附奨励金対象者に通知するものとする。

(事業用地の寄附に伴う奨励金の確定)

第8条 寄附奨励金対象者は、前条の補助金等交付決定通知を受けた後において、補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書(第14号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の実績報告書には、規則第8条第1項により、事業報告書(寄附奨励金用(第15号様式))を添付するものとし、同条第2項により、収支決算書の添付は省略するものとする。
- 3 市長は、第1項の実績報告書が提出され、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金等確定通知書(第16号様式)により寄附奨励金対象者に通知するものとする。
- 4 寄附奨励金対象者は、前項の補助金等確定通知を受けたときは、速やかに市長に請求書(第17号様式)を提出するものとする。

(支障物件の除去及び移転に対する助成金の交付決定)

第9条 除去及び移転対象者は、支援要綱基準第6条に規定する助成金の交付を受ける場合は、尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支障物件の除去及び移転に対する助成金交付申請書(第18号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の交付申請書には、規則第3条第1項により、事業計画書(除去及び移転用(第19号様式))を添付するものとし、同条第2項により、収支予算書の添付は省略するものとする。
- 3 市長は、第1項の交付申請書が提出され、助成金を交付すべきものと認められるときは、補助金等交付決定通知書(第20号様式)により除去及び移転対象者に通知するものとする。

(支障物件の除去及び移転に対する助成金の確定)

第10条 除去及び移転対象者は、前条の補助金等交付決定通知を受けた後において、補助事業等が完了

したときは、補助事業等実績報告書(第21号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の実績報告書には、規則第8条第1項により、事業報告書(除去及び移転用(第22号様式))を添付するものとし、同条第2項により、収支決算書の添付は省略するものとする。
- 3 市長は、第1項の補助金等実績報告書(第21号様式)が提出され、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金等確定通知書(第23号様式)により除去及び移転対象者に通知するものとする。
- 4 除去及び移転対象者は、前項の補助金等確定通知を受けたときは、速やかに市長に請求書(第24号様式)を提出するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第11条 規則第4条の2の規定により申請の取下げができる期間は、交付の決定通知を受けた日から10日以内とする。

(検査等)

第12条 市長は、推進団体、寄附助成対象者及び除去及び移転対象者に対し、助成金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、助成金等の用途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日までの間に見直しを行うものとする。

附 則

この要綱等は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱等の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援助成金交付申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 団体名
代表者 住所
氏名
電話

尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準第4条の規定に基づく助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 狭あい道路整備改善計画承認通知年月日及び通知書番号
年 月 日付け 第 号
- 2 事業等の完了予定期日
年 月 日
- 3 交付を受けようとする助成金の額
円
- 4 添付書類
事業計画書、収支予算書

第2号様式(第5条関係)

事業計画書(推進団体用)

補助金等の名称	尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援助成金			
団体名等				
補助金等の交付目的				
補助対象事業の概要及び予定する成果				
参加対象者				
実施日時	実施場所及び内容	時間数	参加予定人数 (うち団体の会員)	備考

第3号様式(第5条関係)

収支予算書

補助金等の名称	
団 体 名	

(収入)

項 目	予算額	予算額の積算根拠
	円	
計	円	

(支出)

項 目	予算額	うち補助対象経費	補助対象経費の内容
	円	円	
計	円	② 円	

(補助率)

補助対象経費②	市補助金①	補助率(②/①)
		分の

注1 収支予算書に計上すべき額は、団体事業費補助金は補助対象事業に係る経費、団体運営費補助金は団体の年間の活動経費とすること。

注2 団体運営費補助金の場合は、以下の項目を追加すること。

(繰越金の状況)

前年度からの繰越金③	市補助金①	比率(③/①)
		%

(積立金(基金・預金等)の状況)

積立金の種別	積立の目的	積立金残高

注3 同一補助金が交付される他団体との比較を可能にするため、補助金の実情に応じた主な予算項目をあらかじめ様式中に記載しておくこと。

第4号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長

印

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準第4条に基づく助成金については、次のとおり交付することに決定します。

- 1 補助金等交付決定額
円
- 2 この補助金等の対象とする事業
- 3 補助金等交付条件
- 4 その他

第5号様式(第6条関係)

年 月 日

尾張旭市長 殿

報告者 団体名
代表者 住所
氏名
電話

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準第4条の規定に基づく助成金について、事業が完了したので次のとおり報告します。

1 成果

2 添付書類

事業報告書、収支決算書、及び領収書等経費の支出を証する書類

第6号様式(第6条関係)

事業報告書(推進団体用)

補助金等の名称	尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援助成金			
団体名等				
補助金等の交付目的				
補助対象事業の概要 及び実施の成果				
参加対象者				
実施日時	実施場所及び内容	時間数	参加人数 (うち団体の会員)	備考

第7号様式(第6条関係)

収支決算書

団 体 名	
補助対象事業の名称	

(収入)

項 目	決算額	決算額の明細
	円	
計	円	

(支出)

項 目	決算額	うち補助対象経費	補助対象経費の内容
	円	円	
計	円	② 円	

(補助率)

補助対象経費②	市補助金①	補助率(②/①)
		分の

注1 収支決算書に計上すべき額は、団体事業費補助金は補助対象事業に係る経費、団体運営費補助金は団体の年間の活動経費とすること。

注2 団体運営費補助金の場合は、以下の項目を追加すること。

(繰越金の状況)

前年度からの繰越金③	市補助金①	比率(③/①)
		%
次年度への繰越金④	市補助金①	比率(④/①)
		%

注3 同一補助金が交付される他団体との比較を可能にするため、補助金の実情に応じた主な予算項目をあらかじめ様式中に記載しておくこと。

第8号様式(第6条関係)

研修実績報告書

研修の名称	
開催日時	
開催場所	
研修参加者	
研修の内容	
研修に要した経費の内訳	
研修の成果及び受講者の感想等	

第9号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長

印

補助金等確定通知書

年 月 日付けで申請のあった尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準第4条に基づく助成金については、次のとおり補助金等の額を確定したので通知します。

- 1 補助金等交付決定額 円
- 2 補助金等交付確定額 円
- 3 その他

第10号様式(第6条関係)

請 求 書

年 月 日

尾 張 旭 市 長 殿

団体名
代表者 住所
氏名
電話

下記のとおり請求します。

記

金 額			百 万			千			円
-----	--	--	-----	--	--	---	--	--	---

尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準第4条に基づき助成金(第 号補助金等確定通知書)

支払方法
口座振替

振込先金融機関名	
本・支店名	
預金種目	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

第11号様式(第7条関係)

尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援奨励金交付申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準第5条の規定に基づく奨励金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 狭あい道路整備改善計画承認通知年月日及び通知書番号
年 月 日付け 第 号
- 2 事業等の完了予定期日
年 月 日
- 3 交付を受けようとする奨励金の額
円
- 4 添付書類
事業計画書

第12号様式(第7条関係)

事業計画書(寄附奨励金用)

補助金等の名称	尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援奨励金	
寄附土地所有者		
補助金等の交付目的		
補助対象事業の概要	寄附土地	
	寄附地積 及び 奨励金の額	<p style="text-align: right;">m² 円</p> <p>(補助内訳)</p>

第13号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準第5条に基づく奨励金については、次のとおり交付することに決定します。

- 1 補助金等交付決定額
円
- 2 この補助金等の対象とする事業
- 3 補助金等交付条件
当該寄附土地の所有権移転登記が完了していること。
- 4 その他

第14号様式(第8条関係)

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準第5条の規定に基づく奨励金について、事業が完了したので次のとおり報告します。

- 1 成果
尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)事業用地として市へ寄附した。
- 2 添付書類
事業報告書

第15号様式(第8条関係)

事業報告書(寄附奨励金用)

補助金等の名称	尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援奨励金	
寄附土地所有者		
補助金等の交付目的		
補助対象事業の成果	寄附土地	
	寄附地積	m ²
	所有権移転 登記日	年 月 日

第16号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長

印

補助金等確定通知書

年 月 日付けで申請のあった尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準第5条に基づく奨励金については、次のとおり補助金等の額を確定したので通知します。

- 1 補助金等交付決定額 円
- 2 補助金等交付確定額 円
- 3 その他

第17号様式(第8条関係)

請 求 書

年 月 日

尾 張 旭 市 長 殿

住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり請求します。

記

金 額			百 万			千			円
-----	--	--	-----	--	--	---	--	--	---

尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準第5条に基づく奨励金(第 号補助金等確定通知書)

支払方法
口座振替

振込先金融機関名	
本・支店名	
預金種目	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

第18号様式(第9条関係)

尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支障物件の除去及び移転に対する
助成金交付申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準第5条の規定に基づき助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 狭あい道路整備改善計画承認通知年月日及び通知書番号
年 月 日付け 第 号
- 2 事業等の完了予定期日
年 月 日
- 3 交付を受けようとする助成金の額
円
- 4 添付書類
事業計画書

第19号様式(第9条関係)

事業計画書(除去及び移転用)

補助金等の名称	尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援に伴う支障物件の除去及び移転に対する助成金
支障物件所有者	
補助金等の交付目的	
補助対象事業の概要	

第20号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長

印

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準第6条に基づく助成金については、次のとおり交付することに決定します。

1 補助金等交付決定額

円

2 この補助金等の対象とする事業

3 補助金等交付条件

当該支障物件の除去及び移転が完了していること。

4 その他

第21号様式(第10条関係)

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準第6条の規定に基づく助成金について、事業が完了したので次のとおり報告します。

1 成果

狭あい道路の整備改善のために支障物件の除去及び移転を行った。

2 添付書類

事業報告書

第22号様式(第10条関係)

事業報告書(除去及び移転用)

補助金等の名称	尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援に伴う支障物件の除去及び移転に対する助成金
支障物件所有者	
補助金等の交付目的	
補助対象事業の成果	

第23号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長

印

補助金等確定通知書

年 月 日付けで申請のあった尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準第6条に基づく助成金については、次のとおり補助金等の額を確定したので通知します。

- 1 補助金等交付決定額 円
- 2 補助金等交付確定額 円
- 3 その他

第24号様式(第10条関係)

請 求 書

年 月 日

尾 張 旭 市 長 殿

住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり請求します。

記

金 額			百 万			千			円
-----	--	--	-----	--	--	---	--	--	---

尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱に関する基準第6条に基づく助成金(第 号補助金等確定通知書)

支払方法
口座振替

振込先金融機関名	
本・支店名	
預金種目	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

- 第1号様式 (第5条関係)
- 第2号様式 (第5条関係)
- 第3号様式 (第5条関係)
- 第4号様式 (第5条関係)
- 第5号様式 (第6条関係)
- 第6号様式 (第6条関係)
- 第7号様式 (第6条関係)
- 第8号様式 (第6条関係)
- 第9号様式 (第6条関係)
- 第10号様式 (第6条関係)
- 第11号様式 (第7条関係)
- 第12号様式 (第7条関係)
- 第13号様式 (第7条関係)
- 第14号様式 (第8条関係)
- 第15号様式 (第8条関係)
- 第16号様式 (第8条関係)
- 第17号様式 (第8条関係)
- 第18号様式 (第9条関係)
- 第19号様式 (第9条関係)
- 第20号様式 (第9条関係)
- 第21号様式 (第10条関係)
- 第22号様式 (第10条関係)
- 第23号様式 (第10条関係)
- 第24号様式 (第10条関係)